

孤立無援者終身サポート事業
財産管理委任契約書

「」氏(以下、「利用者」という。)と一般社団法人生活支援センター結(以下、「結」という。)は次のとおり契約します。

【財産管理業務の委託】

第1条 利用者は、結に対して、預貯金の管理や日常生活にかかる金銭の収入支出等の業務を委託し、結はこれを受託しました。

【利用料】

第2条 利用者は、前条の支援を受けるにあたり、結に金銭管理事務費(別紙重要事項説明書記載)を支払うものとします。

【契約の要件】

第3条 契約に際し、利用者は結に対し、口座登録の印鑑の提示、または暗誦番号を伝えなければなりません。

【受託業務】

第4条 第1条の預貯金の管理や日常生活にかかる金銭の収入支出等の業務の内容は次のとおりとします。

- (1) 役所や銀行などの金融機関の手続きの代行や支払い、福祉サービス利用料や医療費の支払い、生活費の送金、その他利用者が必要とする生活支援上の金銭管理事務。
- (2) 郵便物を管理し、必要があれば入出金事務をい行います。
- (3) 書類預かり支援
預金通帳や印鑑、カード、有価証券、年金証書、保険証など重要な書類を預かります。
- (4) 利用者は支払いに必要な口座の暗証番号を伝えなければなりません。

【費用の負担】

第5条 前条の受託事務を処理するために必要な費用は、利用者の負担とし、結は、利用者の財産からこれを支出します。

【援助の計画】

第6条 結は、利用者の求めに応じて、利用者の意見を聞いた上で、援助の方法をくわしくさだめた「支援計画」をつくります。

【援助の担当者】

第7条 結は、「支援計画」にさだめられた支援員に援助をおこなわせます。

【支援計画の変更】

- 第8条 結は、定期的及び必要なつど、「支援計画」が利用者の生活にふさわしい内容かどうかをたしかめなければなりません。
- 2、利用者は、いつでも結に対して、「支援計画」を変えることを求めることができます。
 - 3、「支援計画」は、利用者と結の合意により変えることができます。「支援計画」を変える際には、利用者の意見を聞きます。

【書類や印鑑の保管】

第9条 利用者は結に対して、次の書類や印鑑を預けることができます。預かる場

合、利用者と結は「書類等預かり書」をつくります。

- ①年金証書
- ②預貯金の通帳
- ③権利証
- ④契約書類
- ⑤保険証書
- ⑥実印や銀行印
- ⑦そのほか、結が適当と認めた書類

2、利用者はいつでも預けた書類や印鑑を返してもらうことができます。

【報告】

第10条 結は、1か年ごとに、利用者に対してこの契約がどのようにおこなわれているかを報告します。

【解約】

第11条 利用者及び結は、いつでもこの契約を解約することができます。

【契約の期間】

第12条 この契約の期間は2024年 月 日から翌々年3月31日までとします。ただし、この期間が終わるまでに、お互いに契約を終わらせる申し出がないときは、さらに1年間この契約をつづけます。その後も同じです。

2、契約の期間中であっても、第10条による解約があった場合、または利用者が死亡した場合は、この契約は終わります。

【解約後の事務】

第13条 前条の第2項に定める利用者の死亡による解約の場合は、結は法的相続人に対し、管理財産の引き渡しを行います。相続人が明らかでない場合は、債務者として相続人の調査を行ったうえで引き渡しを行います。

2 契約時に法定相続人不在が明らかでない場合は、利用者は契約時または契約後ただちに遺言書または死因贈与契約書を作成し、死亡後の財産処理について明記するものとします。

【秘密を守ること】

第14条 結は、この契約の期間中に知った利用者に関する秘密を守ります。この契約が終わったあとも同じです。なお、個人情報の取扱いにかんしては、「重要事項説明書個人情報取扱特記事項」によるものとします。

- ◆ この契約が成立したことを明らかにしておくため、この契約書を2通つくり、利用者、結がそれぞれ1通ずつ持つこととします。

2024年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名

⑩

(結)

住 所 久留米市国分町1323番地1

名 称 一般社団法人生活支援センター結

代表理事 永 田 啓 造 ⑩

電話 0942-27-6671

(別表)

一般社団法人生活支援センター結 登録料及び利用料

(2023.4.1)

| 種 別 | 金 額 | 説 明 |
|-----------------|----------|-----------------|
| 保証人登録料 | 50,000円 | 初回登録時 |
| 緊急連絡先 のみの登録料 | 30,000円 | 初回登録時 |
| 更新料 | 5,000円 | 1年更新ごとに |
| 日当1 | 1,500円 | 1時間未満 |
| 日当2 | 3,000円 | 1時間以上2時間未満 |
| 日当3 | 4,500円 | 2時間以上3時間未満 |
| 日当4 | 6,000円 | 3時間以上4時間未満 |
| 日当5 | 8,000円 | 4時間以上 |
| 委任代理事務 | 毎月5,000円 | 定期的金銭管理事務を行います。 |

※ 日当は往復の移動に係る時間も含まれます。

※ 生活困窮者の方については相談の上、登録料及び更新料の免除、猶予、分割等の支援を行います。

※ この料金は2023.4.1以降の契約者に適応します。